

# ■バーゼルⅡ 第3の柱（市場規律）に基づく開示

銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号。以下「規則」という。）第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日金融庁告示第15号、いわゆるバーゼルⅡ第3の柱（市場規律））として、当該告示に則り、本章で開示しております。

## 定量的な開示事項

### 1. 連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち規制上の所要自己資本比率を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はございません。

### 2. 自己資本の構成及び自己資本比率

自己資本の構成及び自己資本比率については、P.31～32（自己資本比率の状況）に記載しております。

### 3. 信用リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	平成20年9月期				平成21年9月期			
	単体		連結		単体		連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(A) (標準的手法)	281,958	11,278	281,849	11,273	278,693	11,147	278,810	11,152
【資産（オン・バランス）項目】計	280,746	11,229	280,637	11,225	276,757	11,070	276,874	11,074
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	18	0	18	0	18	0	18	0
地方三公社向け	23	0	23	0	22	0	22	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,355	334	8,355	334	5,771	230	5,771	230
法人等向け	91,464	3,658	91,464	3,658	90,106	3,604	90,106	3,604
中小企業等向け及び個人向け	37,375	1,495	37,365	1,494	40,011	1,600	39,994	1,599
抵当権付住宅ローン	32,816	1,312	32,803	1,312	34,442	1,377	34,427	1,377
不動産取得等事業向け	68,387	2,735	68,387	2,735	59,836	2,393	59,836	2,393
三月以上延滞等	1,665	66	1,487	59	3,821	152	3,880	155
取立未決済手形	10	0	10	0	8	0	8	0
信用保証協会等による保証付	6,947	277	6,947	277	5,519	220	5,519	220
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	12,755	510	12,735	509	18,331	733	18,311	732
上記以外	15,118	604	15,229	609	14,626	585	14,736	589
証券化（オリジネータの場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化（オリジネータ以外の場合）	1,103	44	1,103	44	811	32	811	32
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	4,705	188	4,705	188	3,428	137	3,428	137
【オフ・バランス取引等項目】計	1,211	48	1,211	48	1,935	77	1,935	77
原契約期間が1年以下のコミットメント	215	8	215	8	20	0	20	0
原契約期間が1年超のコミットメント	480	19	480	19	1,489	59	1,489	59
信用供与に直接的に代替する偶発債務	516	20	516	20	425	17	425	17
（うち借入金の保証）	516	20	516	20	425	17	425	17
オペレーショナル・リスク（B） (基礎的手法)	18,538	741	18,707	748	18,177	727	18,390	735
総所要自己資本額（A）+（B）	300,497	12,019	300,556	12,022	296,871	11,874	297,200	11,888

（注）所要自己資本額＝リスク・アセット×4%



## ●業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却			
	単体		連結	
	20年9月期	21年9月期	20年9月期	21年9月期
製 造 業	—	—	—	—
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—
卸 ・ 小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—
不動産賃貸管理業	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人による貸家業	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
業 種 別 計	—	—	—	—

(注) 日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い平成21年9月期から業種の表示を一部変更しております。

## ●リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減手法の効果をもとにした後の残高および資本控除した額

【単体】

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法動向後のエクスポージャーの額			
	20年9月期		21年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	36,229	—	78,232
10%	—	70,518	—	55,962
20%	13,917	13,966	15,424	153
35%	—	93,832	—	98,449
50%	6,724	4,684	6,547	1,224
75%	—	52,550	—	58,652
100%	14,508	187,028	10,729	181,757
150%	—	664	3,144	1,248
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	△117	—	△107
合 計	35,151	459,358	35,846	475,574

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。  
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

【連結】

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法動向後のエクスポージャーの額			
	20年9月期		21年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	36,229	—	78,233
10%	—	70,518	—	55,962
20%	13,917	13,966	15,424	153
35%	—	93,797	—	98,406
50%	6,724	4,684	6,547	1,342
75%	—	52,537	—	58,629
100%	14,508	187,004	10,729	181,726
150%	—	669	3,144	1,329
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	△117	—	△107
合 計	35,151	459,291	35,846	475,675

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。  
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

## 5. 信用リスク削減手法に関する事項

## ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	20年9月期		21年9月期	
	単体	連結	単体	連結
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	3,227	3,227	3,113	3,113
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	3,719	3,719	2,269	2,269

## 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引はございません。

## 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

## イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーはございません。

## ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

## ●投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	20年9月期		21年9月期	
	単体	連結	単体	連結
住宅ローン債権	1,140	1,140	954	954
自動車ローン債権	—	—	—	—
カードローン債権	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
その他	601	601	—	—
合 計	1,741	1,741	954	954

## ●投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所有自己資本

	20年9月期		21年9月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	521	4	—	—
50%	442	8	286	5
100%	777	31	668	26
自己資本控除	—	—	—	—
合計	1,741	44	954	32

	20年9月期		21年9月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	521	4	—	—
50%	442	8	286	5
100%	777	31	668	26
自己資本控除	—	—	—	—
合計	1,741	44	954	32

●投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、告示第247号の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額  
該当ございません。

●自己資本比率告示附則第十五条の適用による信用リスク・アセットの額  
該当ございません。

## 8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

## ●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

	20年9月期		21年9月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	13,546	/	18,707	/
上記に該当しない出資等	1,481	/	1,481	/
合計	15,028	15,028	20,189	20,189

	20年9月期		21年9月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	13,546	/	18,707	/
上記に該当しない出資等	1,131	/	1,131	/
合計	14,678	14,678	19,839	19,839

## ●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

	20年9月期		21年9月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	276	276	675	675
償却額	364	364	97	97

## ●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	20年9月期		21年9月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	△2,885	△2,885	△2,211	△2,211
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

## ●金利リスク量と経済価値低下率（アウトライヤー比率）

	20年9月期		21年9月期	
	単体	連結	単体	連結
金利リスク量	3,656	3,656	4,749	4,749
経済価値低下率（アウトライヤー比率）	12.04%	12.04%	14.67%	14.67%

- (注) 1. 金利リスク量  
金利リスクのある銀行勘定（資産及び負債）に200bpの平行移動による上下金利ショックを与え、リスク量（現在価値の変動額）を計測。  
（リスク量〔現在価値の変動額〕の算出方法は、修正デュレーション×簿価×200bpにて算出）  
※修正デュレーション…金利変動に対する価格の感応度  
・上方金利ショック＝運用部門の現在価値は減少、調達部門の現在価値は増加。  
・下方金利ショック＝運用部門の現在価値は増加、調達部門の現在価値は減少。  
・運用・調達残高や、その平均残存期間の長短により現在価値は変化する。
2. 経済価値低下率（アウトライヤー比率）  
バーゼルⅡ第2の柱のアウトライヤー規制における比率。  
算出方法…金利リスク量÷（Tier1+Tier2）